入力方向

Ⅰ　世帯について

1　世帯員すべての人数

11月１日現在の世帯員の人数を記入してください。

数字は、算用数字で１マスに１字ずつ右に詰めて記入してください。

（人）

		すべての世帯員	うち、満14歳以下の世帯員
701	男	： ： ：	： ： ：
702	女	： ： ：	： ： ：

自家漁業には、共同経営や雇われは含みません。

2　世帯としての専業・兼業

（１）当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	自家漁業専業	兼業：自家漁業が主	兼業：他が主
711	①	②	③

兼業の場合は、過去１年間（平成24年11月１日～平成25年10月31日）の収入が多い方を「主」としてください。

3　自家漁業の後継者の有無

当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	有	無
721	①	②

後継者とは、過去１年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。
現在、自家漁業を行っていなくてもかまいません。

（２）過去１年間の漁業以外の仕事について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	自営業	勤め
712	①	①

共同経営や雇われて漁業を行っている方については、勤めに○印を付けてください。

（３）民宿を行っている場合は、過去１年間の延べ利用者数を記入してください。

		万	千	百	十	（人）
713	民宿	：	：	：	：	：

4　漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成10年10月31日までに生まれた人）のうち、過去１年間に漁業を行った人をもれなく記入してください。

住居を異にしており、生計を共にしていない人や、住居は共にしているが、生計を共にしていない人については記入しないでください。

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人や、経営の意志決定を行う人です。

		① 経営主との続柄	② 平成25年11月１日現在の満年齢 15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	③ 男女の別 男	女
		続柄番号を記入	いずれかに○印													いずれかに○印	
731	漁業を行った人	0 1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
732		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
733		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
734		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
735		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
736		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
737		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②
738		： ：	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬													①	②

続柄番号
01：経営主
02：経営主の配偶者
03：子（満15歳以上）
04：子の配偶者
05：経営主の父母
06：経営主の配偶者の父母
07：兄弟姉妹
08：祖父母
09：孫（満15歳以上）
10：孫の配偶者
11：その他（上記以外）

入力方向

１：自家漁業
２：自家漁業以外の自営業
３：共同経営の漁業の仕事
４：雇われて漁業の仕事
５：雇われて漁業以外の仕事

		④ 過去１年間に漁業の仕事を	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		自家の湖沼漁業	うち、陸上作業	自家養殖業	自家の湖上作業と内水面養殖業の作業日数	自家漁業以外の自営業	共同経営の漁業の仕事	雇われて漁業の仕事	雇われて漁業以外の仕事	過去１年以内に漁業を始めた人	日数が最も多い仕事	日数の多い方 自家漁業	他の仕事
		当てはまる人に○印			（日）	当てはまる人に○印					当てはまる番号１つを記入	いずれかに○印	
731	漁業を行った人	①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
732		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
733		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
734		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
735		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
736		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
737		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②
738		①	①	①	： ： ：	①	①	①	①	①	：	①	②

作業日数の数え方

・１日のうちに２回以上出漁しても１日と数えます。
・１日のうち湖上作業と養殖業の両方の作業を行っても１日と数えます。
・なお、海面及び河川の漁業と湖沼漁業の陸上作業は含みません。